

入 会 申 込 書

(申込日) 年 月 日

神戸通関業会 理事長 殿

会 社 名 本社名称
所 在 地 〒 本社所在地

代表者役職
代 表 者 名
電 話 番 号 本社電話番号
F A X 番 号 本社 FAX 番号

神戸通関業会の趣旨に賛同しましたので、 年 月 日付で入会します。
入会希望日をご記入ください。サービスの開始及び会費の起算日となります。

通 関 業 所	名 称	会社名・税関に届出ている正しい名称 営業所名までお願いします。
	責任者役職・氏名	税関に届出ている営業所の責任者 役職・氏名
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	担当者氏名 メールアドレス	連絡先の担当者氏名・メールアドレス

入 会 申 込 書

(申込日) 年 月 日

神戸通関業会 理事長 殿

会 社 名
所 在 地 〒

代表者役職
代 表 者 名
電 話 番 号
F A X 番 号

神戸通関業会の趣旨に賛同しましたので、 年 月 日付で入会します。

通 関 業 所	名 称	
	責任者役職・氏名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	担当者氏名 メールアドレス	

神戸通関業会の会費等について

神戸通関業会では、その事業活動に資するため会則に従い入会金及び会費をいただいております。その概要は以下の通りです。

◎ 神戸通関業会の入会金について

神戸通関業会会則第 22 条により、 本部会員 2 万円
地方会員及び特別会員 1 万円

- ・ 本部会員及び地方会員が通関業法第 8 条及び第 9 条に規定する営業所を設置したときは、これを準会員とする。(同会則第 2 条 3 項)
- ・ 神戸税関管内に営業所が所在しない通関業者で本会に入会を希望する会員を特別会員とする。(同会則第 4 条 4 項)
- ・ 準会員については入会金を免除する。(同会則第 22 条 2 項)

◎ 神戸通関業会の会費について(同会則第 20 条)

- ・ 普通会費：本部会員 1 万円/月
地方会員、準会員及び特別会員 8 千円/月
- ・ 事業割会費
 - ✓ 直近の税関へ提出された「営業報告書」に記載の輸出入取扱い件数により決定
 - ✓ 新規に通関業を行う場合は、見込まれる輸出入取扱い件数に基づき決定(最低額：3 千円/月)

◎ 通関士部会の会費(神戸通関士部会会則 第 25 条)

- ・ 本部会員(準会員及び特別会員) 300 円/人月
- ・ 地方会員 150 円/人月

◎ 請求書について

- ・ 4～10 月分を 4 月 7 日頃、10 月～翌年 3 月分を 10 月 7 日頃にメールで送信予定。

※ご入会后、入会金を会費と一緒に請求致します。

神戸通関業会会則

(明治43年6月20日創立)

一部改正 平成10年3月2日

最終改正 令和2年2月12日

総 則

- 第 1 条 本会は神戸通関業会と称する。
- 第 2 条 本会は神戸税関管内に営業所（通関業法第3条、第8条及び第9条の営業所、以下同じ）が所在する通関業者及びその他の通関業者で本会に入会を希望する通関業者で組織する。
2. 営業所が神戸税関管内の阪神港（尼崎西宮芦屋港、神戸港）に所在する会員はこれを本部会員とし、神戸税関管内の他の地域に営業所が所在する会員はこれを地方会員とする。
3. 本部会員及び地方会員が前項の営業所のほかに、通関業法第8条及び第9条に規定する営業所を設置したときは、これを準会員とする。
4. 神戸税関管内に営業所が所在しない通関業者で、本会に入会を希望する会員を特別会員とする。
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦と資質の向上を図りかつ通関業法に従い通関業務の向上改善に努めることをもって目的とする。
- 第 4 条 本会は事務所を神戸市内に置く。

事 業

- 第 5 条 本会は第3条の目的を達するため次の事業を行う。
- (1) 通関業務及び関連する貿易関係の諸法規及び NACCS 並びにそれらの運用に関する調査研究又は講習会等の実施
 - (2) 税関当局の命令、指示ないし指導事項等並びに通関業務に関連する情報の会員への周知伝達
 - (3) 通関事務参考図書の販売等
 - (4) 会員相互の親睦に必要な施策の企画実施
 - (5) 本会に功労のあった者及び模範従業員の表彰
 - (6) 港湾関係官庁及び団体との連絡協調
 - (7) その他本会の目的達成に必要な事業

役員及び職員

第 6 条 本会に次の役員を置く

理 事 長	1 名
副 理 事 長	2 名以内
理 事	若 干 名
監 事	若 干 名
専 務 理 事	1 名
常 務 理 事	1 名

2. 専務理事及び常務理事以外の役員の任期は 2 ヶ年とし重任を妨げない。

3. 欠員を補充したときは、その役員の任期は前任者の残存期間とする。

第 7 条 専務理事及び常務理事以外の役員は、役員会において審議し、総会において選任する。

2. 理事長、副理事長、理事及び監事は役員の互選とする。

3. 専務理事及び常務理事の任免は役員会において決定する。

第 8 条 理事長は本会を代表し会務を統理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し理事長事故ある時はその職務を代行する。

3. 理事は役員会を組織し、本会の重要事項を審議決定する。

4. 監事は会計を監査し、かつ役員会に出席して意見を述べることができる。

5. 専務理事及び常務理事は有給とし其の他の理事は無報酬とする。

6. 専務理事は理事長、副理事長を補佐し、会務を掌理する。

7. 常務理事は専務理事を補佐し、会務を分掌する。

第 9 条 本会に事務局を設け、必要に応じて次の職員を置くことができる。

主 事	1 名
事 務 員	若 干 名

2. 職員は有給にして、その任免は役員会に諮り理事長が行う。

3. 主事は専務理事及び常務理事の命を受け会務を処理し、必要あるときは役員会に出席させて意見を述べさせることができる。

4. 事務員は専務理事、常務理事及び主事の命を受け会務に従事するものとする。

第 10 条 本会は役員会の承認を経て顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2. 顧問又は相談役は総会並びに役員会等に参加して意見を述べる事が出来る。但し決議権を有さない。

集 会

第 1 1 条 役員会は必要に応じて随時理事長が招集し会務を協議、決定する。ただし、理事長が重要事項と判断した事項については総会に附議する。

第 1 2 条 理事長は毎年 1 回定時総会を招集し次の事項を附議するものとする。

- (1) 前年度会務報告
- (2) 前年度決算報告
- (3) 本年度予算審議
- (4) 役員の選定
- (5) その他の重要事項

2. 理事長が大規模災害等のため定時総会を招集しないことが妥当と認めた場合に限り、特に定時総会を開かず、書面による決議ができるものとする。

第 1 3 条 理事長が必要と認めたとき又は議案を具し会員 2 分の 1 以上の請求があるときは臨時総会を招集する。

第 1 4 条 総会の日時場所及び議案は総会当日より 5 日以前に会員に通知する。

第 1 5 条 会員は出席に支障があるときは事前に届出て代理人を出席させることができる。

第 1 6 条 総会及び役員会の議長は理事長がこれに任ずる。

第 1 7 条 総会は会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しないものとする。

2. 総会の議決は出席会員の 2 分の 1 以上の議決権によって行い、可否同数のときは議長がこれを決する。

第 1 8 条 会則の改正は出席会員 3 分の 2 以上の同意を要するものとする。

第 1 9 条 総会並びに役員会の決議は記録を作りこれを保存するものとする。

資 産 及 び 会 計

第 2 0 条 会員は会の経常費に充てるため、次の区分に従い毎月次の会費を納入するものとする。

(1) 普 通 会 費

- | | |
|-------------------|------|
| ア. 本部会員 | 1 万円 |
| イ. 地方会員、準会員及び特別会員 | 8 千円 |

(2) 事 業 割 会 費

ア. 原則、偶数年度の営業報告書による神戸税関への輸出入申告等の全件数を基礎とし、次表の月間取扱件数(全件数を 1 2 月で除した件数)区分に応じた月額会費とする。

イ. また、会費負担を平等なものとするために全会員に適用する。

ウ. 各会員の取扱件数の増減に応じて区分の見直しを、原則2年毎に行うものとする。ただし、著しい件数増減が生じた会員で、会費の区分の見直しが必要と理事長が判断した場合は役員会の決議を経て早急に見直しを行う。

エ. 特別会員は、その入会後の取扱見込件数に応じた月額会費とする。

オ. 各会員の当初の区分及び見直後の区分の変更は理事長名をもって各会員責任者に通知する。中途加入の会員は、月間取扱見込件数を責任者名で理事長に報告するものとする。

区分件数	月額会費
①3000 件以上	70,000 円
②2500～2999 件	55,000 円
③2000～2499 件	45,000 円
④1500～1999 件	35,000 円
⑤1000～1499 件	25,000 円
⑥500～999 件	15,000 円
⑦500 件未満	3,000 円

第 2 1 条 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日迄の期間とする。

入 会 及 び 退 会

第 2 2 条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に通関業許可証（写）を添えて申込むものとする。

2. 入会した者は次の区分に従い入会金を直ちに納入するものとする。

(1) 本部会員 2 万円

(2) 地方会員及び特別会員 1 万円

3. 次の会員については入会金を免除する。

(1) 準会員

(2) 本部会員、地方会員、または、準会員から引き続き特別会員となった会員

第 2 3 条 会員が次の各号の一に該当した場合は退会するものとする。

(1) 通関業者の資格を失ったとき。

(2) 退会の申出があったとき。

2. 会員が普通会費を6ヶ月以上滞納したときは、役員会の決議により退会させることができる。

第 24 条 会員が退会したときは、本会の財産に関し一切の権利を放棄したものとす
る。

第 25 条 新入会又は退会会員があつたときはその理由を付して神戸税関長に報告
するものとする。

附 則

第 26 条 会員が会則に定める諸規定並びに申合せ等を遵守せず、会の統制を乱し且
つ会員としての名誉を毀損した場合は、役員会の決議を経て警告を行い、警
告後も改善されない者については除名するものとする。

第 27 条 定時総会並びに臨時総会において附議決定した事項は神戸税関長に報告
するものとする。

附 則

この会則の改正は令和 2 年 2 月 12 日に行い、同日から施行する。

神戸通関士部会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、神戸通関士部会と称する。

第2条 本会は、神戸通関業会に所属する特別の機関とする。

第3条 本会は、神戸通関業会の会員で、通関業を営む通関業者の通関士及び通関士となる資格を有する者で組織する。

第4条 本会は、会員相互の連絡を保ち、通関業務に関する調査研究に努め、会員の資質と社会的地位の向上を図り、通関業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、事務所を神戸通関業会内に置く。

第2章 事 業

第6条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 通関実務及び関係法規の調査研究。
2. 研修会及び講習会の計画実施。
3. 通関業務遂行上必要な改善又は要望に関する意見具申。
4. 全国通関士部会連絡協議会に参加すること。
5. その他本部会の目的達成に必要な事項。

第3章 役員及び職員

第7条 本会には、次の役員を置く。

1. 部会長 1名
1. 副部会長 4名程度
1. 幹 事 若干名
1. 監 査 2名

第7条の2 役員は総会において選任し、部会長、副部会長、幹事及び監査は役員の互選とする。ただし、任期途中で役員に欠員が生じ、補充の必要を認めた場合は、役員会の議決を経て、役員の補充を行うことができる。この場合、次期総会において報告しなければならない。

第8条 役員の任期は2ケ年とし、再任を妨げない。ただし、第7条の2に規定する補充役員については、前任者の残存期間とする。

第9条 部会長は、本会を代表し会務を統轄する。副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときはこれを代理する。幹事は会務を担当する。監査は会計を監査する。役員は無報酬とする。

第10条 本会は、必要あるときは有給の事務職員を置くことができる。

第11条 本会には、顧問を置くことができる。

第4章 会 議

第12条 役員会は原則として毎月1回部会長が招集し、会務を協議する。

第13条 総会は部会の最高決議機関であって、代議員をもって構成する。

第14条 代議員の選出は、毎年1月1日現在の会員数を基礎とし、1月中に通関士所属単位で自主的な方法により行い、会員7名まで毎に1名とし、4名以上の端数のあるときは1名増加するものとする。

2 退会、転職等により、代議員に変更の必要が生じたときは、補充又は変更することができる。

3 前2項の規定により選出された代議員は、速やかに所定の様式により部会長に届け出なければならない。

第15条 総会は、毎年1回部会長が招集し、次の事項を附議する。

- 1. 前年度会務報告
- 1. 前年度決算報告
- 1. 新年度事業計画
- 1. 役員の選任
- 1. その他重要事項

第16条 第12条及び第15条の規定に拘らず部会長が必要と認めたときは、役員会及び総会を招集することができる。また、代議員の3分の1以上が議案を具して請求があったときは、臨時総会を招集するものとする。

2 部会長が災害その他やむを得ない理由により役員会及び総会を招集しないことが妥当と認めた場合に限り、書面による決議ができるものとする。

第17条 総会の日時、場所及び議案は、総会の10日前までに会員に通知するものとする。

第18条 代議員に支障があるときは、他の代議員又は部会長に議決権を委任することができる。

第19条 総会及び役員会の議長は、部会長がこれに任ずる。部会長事故あるときは副部会長が代理する。

第20条 総会の議事は、代議員の過半数の出席あるを要し、出席者の過半数の同意で成立する。可否同数のときは、議長の裁決による。

2 代議員の資格をもっていない役員及び会計監査員は、議決に参加することができない。

第21条 会則の変更は、出席代議員の3分の2以上の同意で成立する。

第22条 総会及び役員会の議事は、記録を作りこれを保存するものとする。

第5章 会 計

第23条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日で終る。

第24条 本会の経費は会員の拠出する会費、寄附金及び補助金で賄う。

第25条 会員は、会費として月300円を納付しなければならない。会費の納付方法は、4半期毎に期間内の会費を一括し納付するものとする。

第26条 本会運営上に必要あるときは、役員会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

第6章 入会及び退会

第27条 本部会への加入は、第3条の有資格者であって、加入の際は所定の書式による加入届を部会長に提出し、その承認を得なければならない。

第28条 本部会を退会しようとするときは、所定の書式により退会届を部会長に届けなければならない。

第29条 次に掲げる事項に該当する者は、事情聴取のうえ役員会の決議により退会させることができる。

1. 通関士としての信用を失墜する行為のあった者。
2. 本会の規則に反し部会の秩序を乱す行為のあった者。
3. 2期連続して会費の納入をしなかった者。

第7章 雑 則

第30条 本会に納付した会費は、理由の如何に拘らず返戻しない。

第31条 この会則に定めのない事項は総会で決定する。

附 則

本会則は、昭和43年11月1日から実施する。

附 則

1. この改正は、昭和52年2月10日から実施する。
2. この規則の改正後、現役員は、次期総会において新しく役員が選出されるまでの間、留任するものとする。

附 則

この改正は、昭和56年3月12日から実施する。

附 則

この改正は、平成6年4月1日から実施する。(第7条関係)

附 則

この改正は、令和2年2月20日から実施する。

(第3条、第7条、第16条2関係)